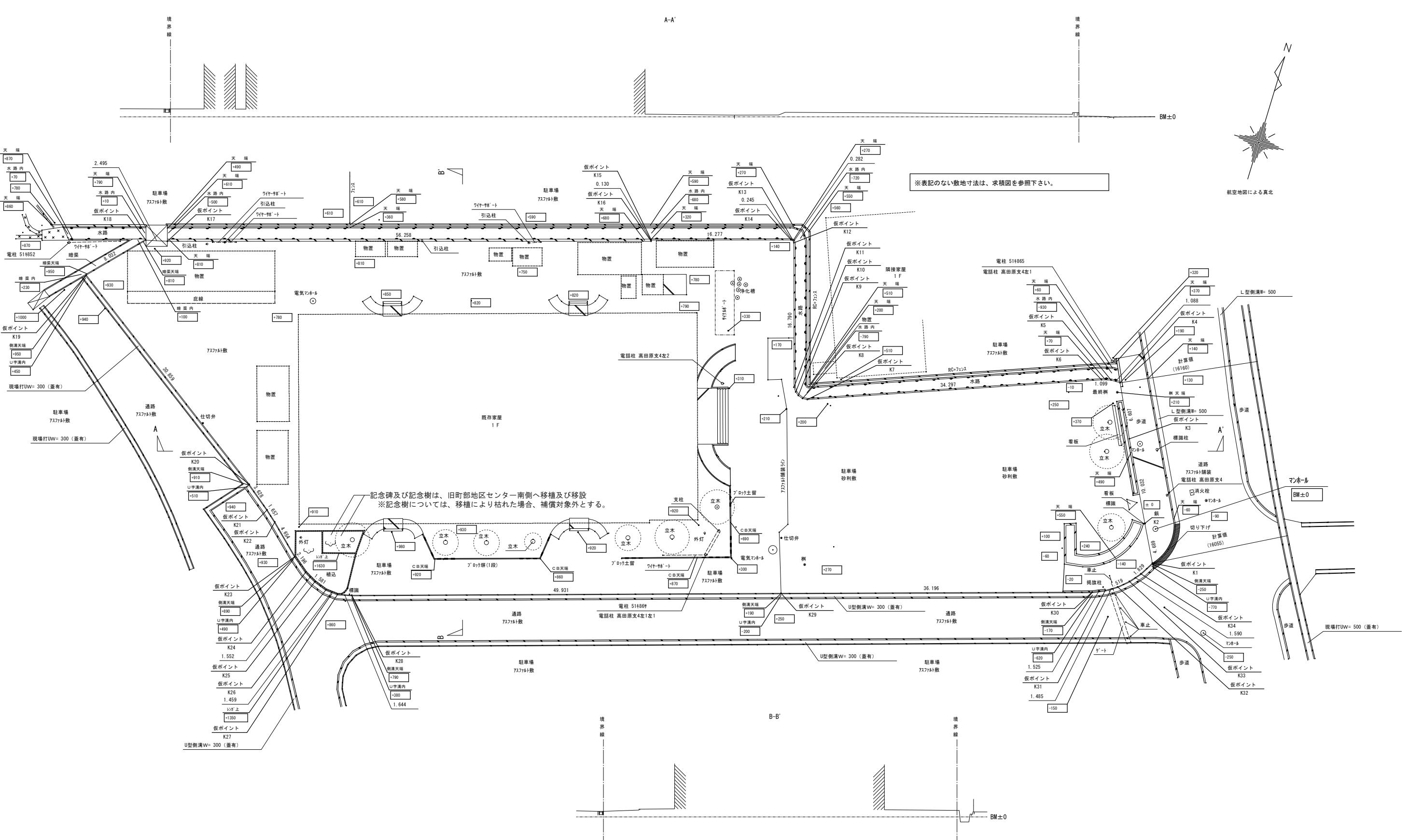
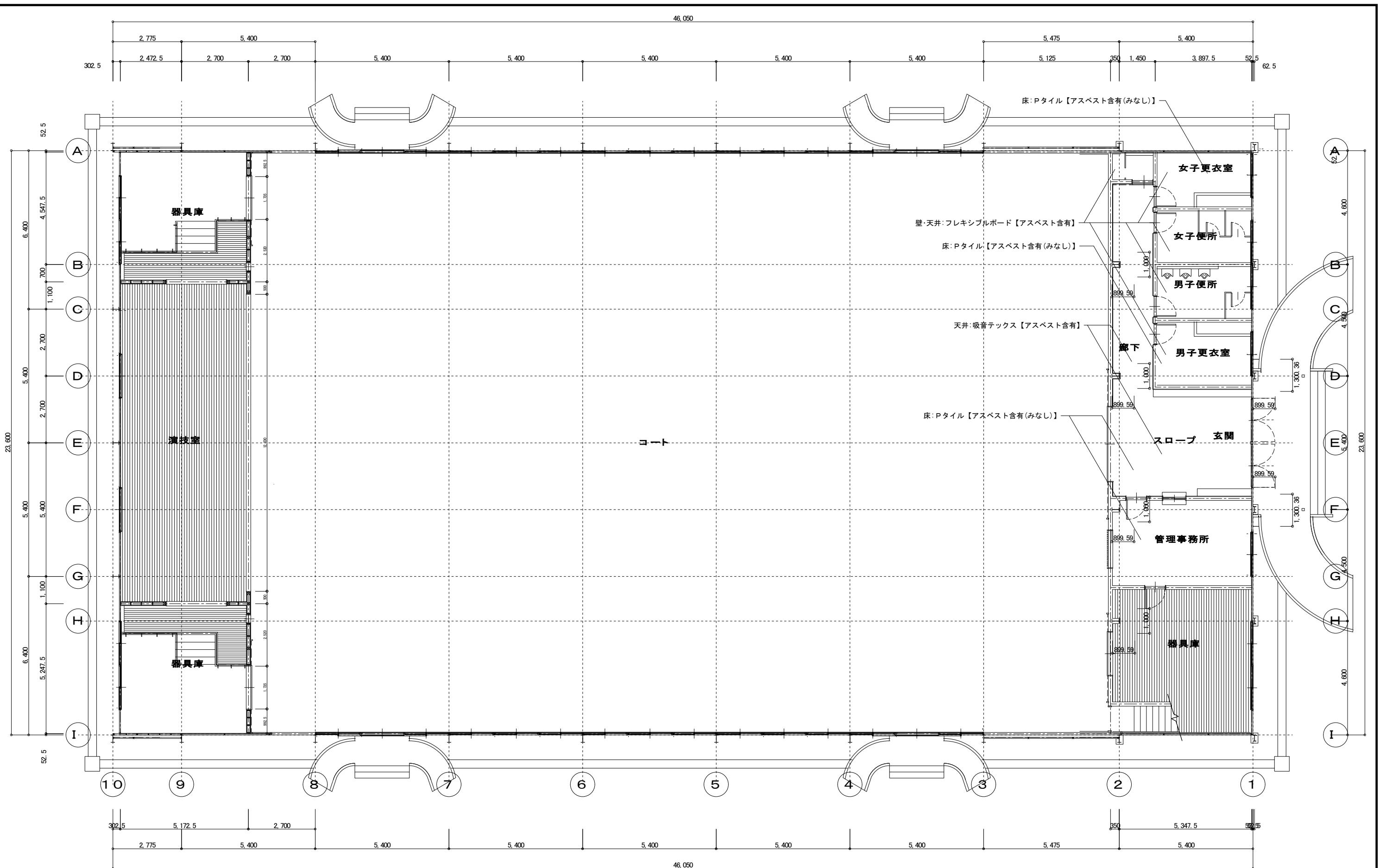


<p>5章 特別管理産業廃棄物の処理</p> <p>1 施工調査 (5.1.2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>採取する部位又は箇所等</th> <th>採取する数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注)上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。</p> <p>2 特別管理産業廃棄物の処理 (5.4.1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>処理施設の名称等</th> <th>所在地等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>3 PCBを含む機器類 (5.4.1)</p> <p>引渡しを要する機器類 ・ 注)PCBを含む機器類は、適切な容器に収め、表示を付して調書と共に監督職員に引き渡すこと。 微量PCBの分析調査 行う 行わない 調査対象機器 図示</p> <p>4 シーリング材の調査及び撤去 (5.4.1)</p> <p>第一次判定(シーリング材種の判定) 日本シーリング材工業会に次のシーリング材のシーリングを送付し、材種の判定を行う。 判定結果については、監督職員に速やかに報告する。 シーリング採取箇所 監督職員との協議による 採取箇所数 監督職員との協議による 採取方法 「PCB含有判定シーリング材シーリング採取ツール」(日本シーリング材工業会)を参考にすること。</p> <p>第二次判定 (PCB含有量の判定) 専門分析機関に次のシーリング材のシーリングを送付し、含有量の分析を行う。なお、分析シードの周囲は除去し、採取部の内部(大気にさらされていない部分)を取り出して分析する。判定結果については、監督職員に速やかに報告する。 シーリング採取箇所 () 採取箇所数 ()</p> <p>撤去方法 「標準施工要領書(日本シーリング材工業会組合連合会/日本シーリング材工業会)」による。 石綿含有成形板の除去に準じる 撤去範囲 図示 注) PCB含有シーリング材は、適切な容器に収め、表示を付して調書と共に監督職員に引き渡すこと。</p> <p>5 廉油 (5.4.1)</p> <p>廃油の処理 焚却処分 処理施設等の名称 () 所在地等 () 中間施設で再生処理 処理施設等の名称 () 所在地等 ()</p> <p>6 廉酸、廉アルカリ (5.4.1)</p> <p>鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液 処理方法 (5.4.1)による 処理施設等の名称 () 所在地等 () 製造業者に委託 製造業者の名称 () 吸収冷凍機、直だき吸収冷温水機等の臭化リチウム水溶液等 処理方法 (5.4.1)による 処理施設等の名称 () 所在地等 () 製造業者に委託 製造業者の名称 ()</p> <p>7 ダイオキシン類 (5.4.1)</p> <p>シーリング調査 行う 行わない 空気中のダイオキシン類濃度測定 行う 行わない 解体工法 廃棄物焼却施設開運作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(基発0110第2号平成26年1月10日厚生労働省労働基準局通知)に基づき実施すること。 処分方法 3ng-TEQ/g以下にて処理を行うこと。</p> <p>6章 石綿含有建材の除去及び処理</p> <p>1 石綿粉じん濃度測定 (6.1.3)</p> <p>石綿粉じん濃度測定 測定箇所 () 成形板の除去の際は、原則として粉じん濃度測定を実施しない。</p> <p>石綿含有吹付け材の粉塵濃度測定 適用 測定名前 測定時期 測定場所 測定点(各施工箇所ごと) 備考</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>測定名前</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点(各施工箇所ごと)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td>処理作業前</td><td>測定1</td><td>処理作業室内</td><td>計()点</td><td>(注)1</td></tr> <tr><td>・</td><td></td><td>測定2</td><td>調査対象室外部の付近</td><td>計()点</td><td>大気</td></tr> <tr><td>・</td><td>処理作業中</td><td>測定3</td><td>処理作業室内</td><td>計()点</td><td>(注)1</td></tr> <tr><td>・</td><td></td><td>測定4</td><td>吹き出しごと入口</td><td>計()点</td><td>—</td></tr> <tr><td>・</td><td></td><td>測定5</td><td>集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)</td><td>出口吹出し風速1m/sec以下の 位階計()点</td><td>—</td></tr> <tr><td>・</td><td></td><td>測定6</td><td>処理作業室外 ・施工区画周辺 ・敷地境界</td><td>計()点</td><td>—</td></tr> <tr><td>・</td><td>処理作業後 (シード養生中)</td><td>測定7</td><td>処理作業室内</td><td>計()点</td><td>—</td></tr> <tr><td>・</td><td>処理作業後 シード撤去後</td><td>測定8</td><td>処理作業室内</td><td>計()点</td><td>(注)1</td></tr> <tr><td>・</td><td>1週間以降</td><td>測定9</td><td>調査対象室外部の付近</td><td>計()点</td><td>大気</td></tr> </tbody> </table> <p>注1 各施工箇所ごとの室面積が50m²以下までは2点、300m²以下までは3点とする。 300m²を超えるものは、監督職員と協議する。</p> <p>測定方法 自動測定器による測定 測定名前 測定方法 測定4 粉じん相対濃度計(テジカル粉じん計)、バーナイカウター、繊維状粒子自動測定器(アカシムアハーモニタ)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定</p> <p>2 石綿含有吹付け材の除去工法 (6.3.1~4)</p> <p>除去対象範囲 図示 除去工法 共通仕様書6.3.2(1)による 除去した石綿含有吹付け材等飛散防止措置 濡潤化 固形化 処分方法 埋立処分(管理型最終処分場) 中間処理(溶融、無害化処理)</p> <p>3 石綿含有保温材等の除去 (石綿含有けい酸カルシウム板第二種含む) (6.4.1~4)</p> <p>除去対象範囲 図示 除去工法 破碎して除去 手ぼらし 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 濡潤化 固形化 除去した石綿含有保温材等の処分 埋立処分(管理型最終処分場) 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)</p> <p>4 石綿含有成形板の除去 (6.5.1~4)</p> <p>除去対象範囲 図示 除去工法 石綿含有成形板(石綿含有けい酸カルシウム板第一種以外)の除去 除去対象範囲 図示 除去した石綿含有成形板の処分 石綿含有せっこうボード 埋立処分(管理型最終処分場) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 埋立処分(管理型最終処分場) 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設) 石綿含有成形板(石綿含有けい酸カルシウム板第一種)の除去 除去対象範囲 図示 隔離養生(負担不要)方法 図示 足場 図示 除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分 埋立処分(管理型最終処分場) 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)</p> <p>5 石綿含有建築用仕上塗材又は下地調整材の除去 (6.6.1~5)</p> <p>対象仕上塗材 図示 仕上表による 石綿含有の下地調整塗材 有 無 下地調整塗材の除去 含む 含まない 下地調整塗材無 除去対象範囲 全面 外壁補修個所等作業箇所のみ撤去 図示 外壁補修等作業は、足場つか設置、コア抜き、機器及び配管、配線器具類の固定等軽微な作業を示す。 除去工法 ・ 集じん装置併用手工工具ケル工法 ・ 集じん装置付高圧水洗工法(15MPa以下、30~50MPa程度) ・ 集じん措置付超高压水洗工法(100MPa以上) ・ 超音波ケル工法(HEPA/マダーキャッピング機併用含む) ○ 別離剤併用手工工具ケル工法 ・ 別離剤併用高压水洗工法(30~50MPa程度) ・ 別離剤併用超高压水洗工法(100MPa以上) ・ 別離剤併用超音波ケル工法 ・ 集じん装置付マダーキャッピング工法 上記工法によらない場合は、監督職員と協議の上、承諾を得ること</p> <p>除去工法の試験施工 行う 行わない 作業場の隔離及び養生 大気汚染防止法及び石綿障害予防規則による 除去した石綿含有仕上塗材の処分 埋立処分(管理型最終処分場) 埋立処分(管理型最終処分場) 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)</p> <p>6 建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理 (6.6.1)</p> <p>対象箇所 フランジ用ガスケット(ダクト) 配管用成形保温材 図示 撤去方法 図示</p> <p>7 官公庁への届出 労働安全衛生法に基づく届出 石綿障害予防規則に基づく届出 大気汚染防止法に基づく届出</p> <p>7章 特殊な建設副産物の処理</p> <p>1 特殊な建設副産物の改修及び処分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回収又は処分を行なう特殊な建設副産物の種類</th> <th>対象機器名稱</th> <th>分析調査</th> <th>回収業者又は処分場の名稱等</th> <th>保管場所、処分場の所在地等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>フロン</td><td></td><td>行う 行わない</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ハロン</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>六ふつ化硫黄(SPF6)ガス</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>PFOS(ヘキロロ)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注)上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。</p> <p>2 冷媒(フロン類)の回収 業務用冷凍空調機器(第1種特定製品)は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の定めに従って行う。 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)の対象となるものは、同法の定めに従って行う。</p>					分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位又は箇所等	採取する数量	備考																					特別管理産業廃棄物の種類	処理施設の名称等	所在地等																適用	測定名前	測定時期	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考	・	処理作業前	測定1	処理作業室内	計()点	(注)1	・		測定2	調査対象室外部の付近	計()点	大気	・	処理作業中	測定3	処理作業室内	計()点	(注)1	・		測定4	吹き出しごと入口	計()点	—	・		測定5	集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	出口吹出し風速1m/sec以下の 位階計()点	—	・		測定6	処理作業室外 ・施工区画周辺 ・敷地境界	計()点	—	・	処理作業後 (シード養生中)	測定7	処理作業室内	計()点	—	・	処理作業後 シード撤去後	測定8	処理作業室内	計()点	(注)1	・	1週間以降	測定9	調査対象室外部の付近	計()点	大気	回収又は処分を行なう特殊な建設副産物の種類	対象機器名稱	分析調査	回収業者又は処分場の名稱等	保管場所、処分場の所在地等	フロン		行う 行わない			ハロン					六ふつ化硫黄(SPF6)ガス					PFOS(ヘキロロ)															<p>建設工事名 令和7年度 市単独事業 災害対策本部棟・堀之内体育馆新築工事(建築)</p> <p>解体工事特記仕様書(R05.1) 2 / 2 図面 D-02</p>
分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位又は箇所等	採取する数量	備考																																																																																																																																											
特別管理産業廃棄物の種類	処理施設の名称等	所在地等																																																																																																																																												
適用	測定名前	測定時期	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考																																																																																																																																									
・	処理作業前	測定1	処理作業室内	計()点	(注)1																																																																																																																																									
・		測定2	調査対象室外部の付近	計()点	大気																																																																																																																																									
・	処理作業中	測定3	処理作業室内	計()点	(注)1																																																																																																																																									
・		測定4	吹き出しごと入口	計()点	—																																																																																																																																									
・		測定5	集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	出口吹出し風速1m/sec以下の 位階計()点	—																																																																																																																																									
・		測定6	処理作業室外 ・施工区画周辺 ・敷地境界	計()点	—																																																																																																																																									
・	処理作業後 (シード養生中)	測定7	処理作業室内	計()点	—																																																																																																																																									
・	処理作業後 シード撤去後	測定8	処理作業室内	計()点	(注)1																																																																																																																																									
・	1週間以降	測定9	調査対象室外部の付近	計()点	大気																																																																																																																																									
回収又は処分を行なう特殊な建設副産物の種類	対象機器名稱	分析調査	回収業者又は処分場の名稱等	保管場所、処分場の所在地等																																																																																																																																										
フロン		行う 行わない																																																																																																																																												
ハロン																																																																																																																																														
六ふつ化硫黄(SPF6)ガス																																																																																																																																														
PFOS(ヘキロロ)																																																																																																																																														



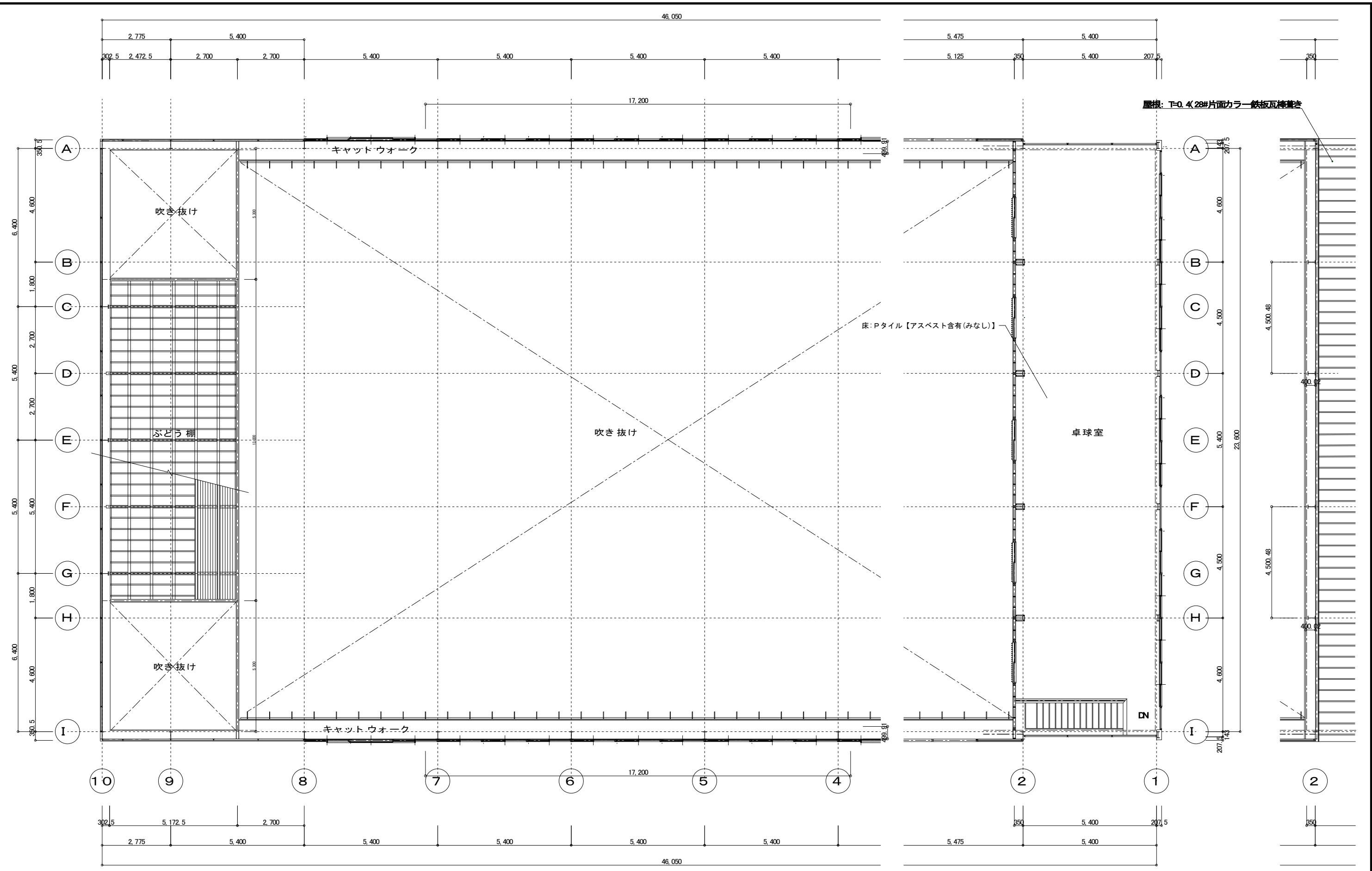
※ A3用紙出力時は、表示縮尺の0.71倍とする

特記事項	菊川市長	長谷川 寛彦	設計	工事名称	図面番号
			令和7年8月	令和7年度 市単独事業 災害対策本部棟・堀之内体育館新築工事（建築）	D-03



※ A3用紙出力時は、表示縮尺の0.71倍とする

特記事項	菊川市長	長谷川寛彦	設計 令和7年8月	工事名称 令和7年度 市単独事業 災害対策本部棟・堀之内体育館新築工事（建築）	図面番号 D-04
				図面名称 現況1階平面図	縮尺 1/100



特記事項	

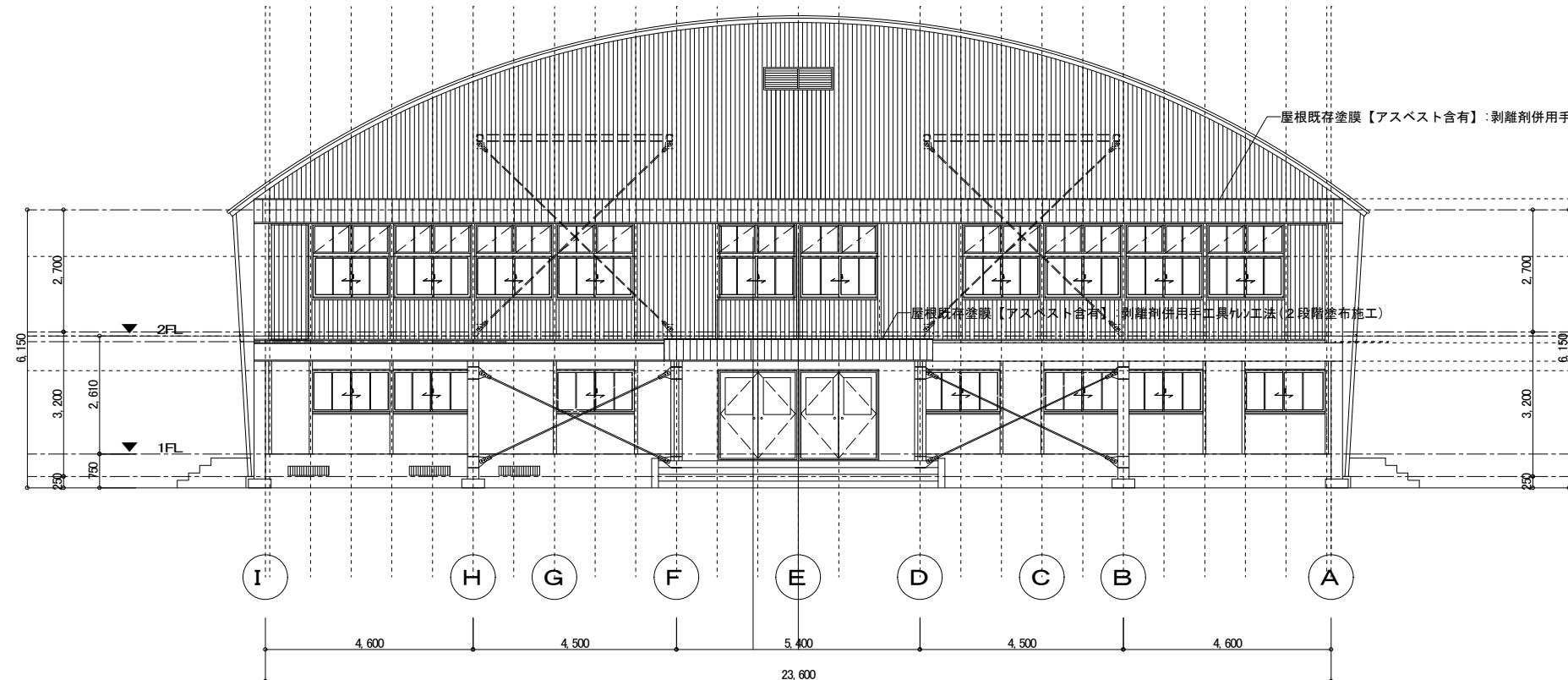
菊川市長 長谷川寛彦

設計
令和7年8月

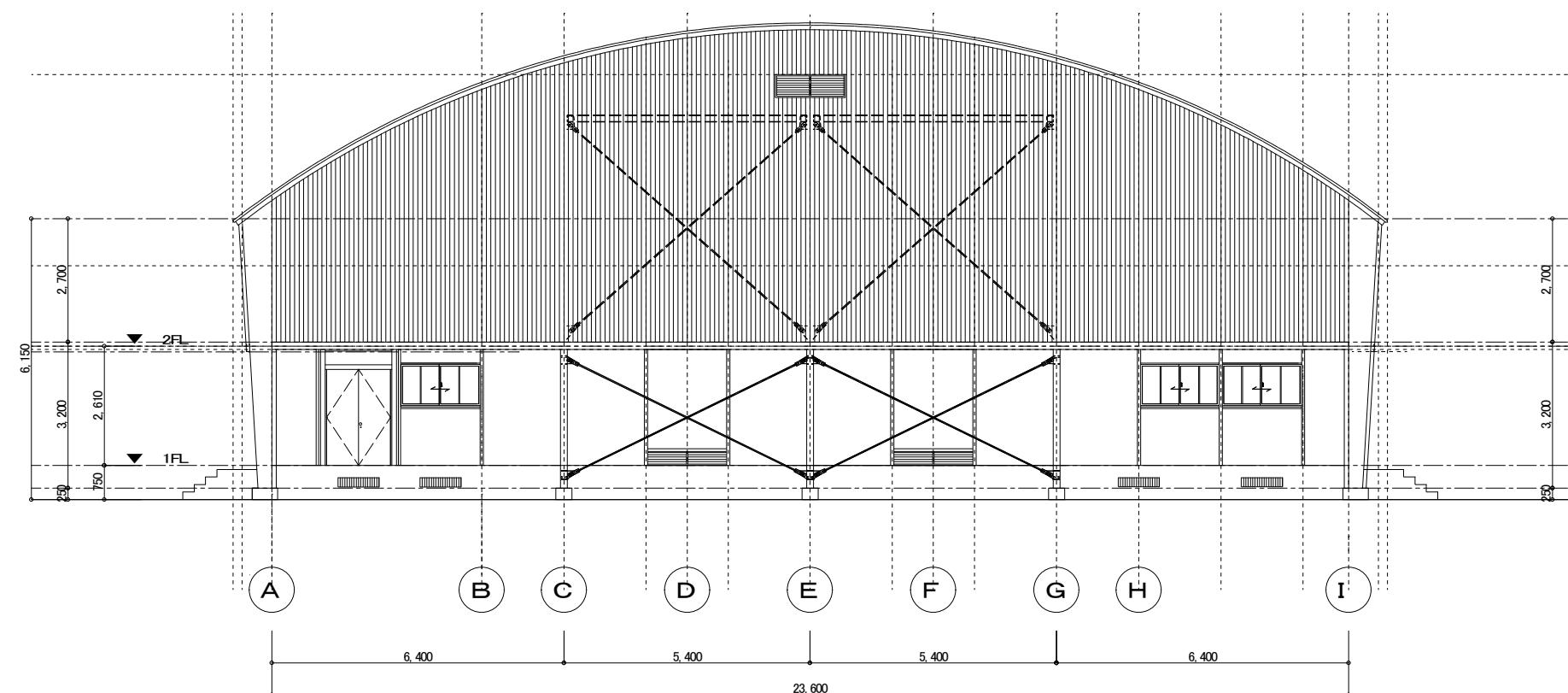
工事名称
令和7年度 市単独事業 災害対策本部棟・堀之内体育館新築工事(建築)

図面名称
現況2階平面図

図面番号
D-05
縮尺
1/100



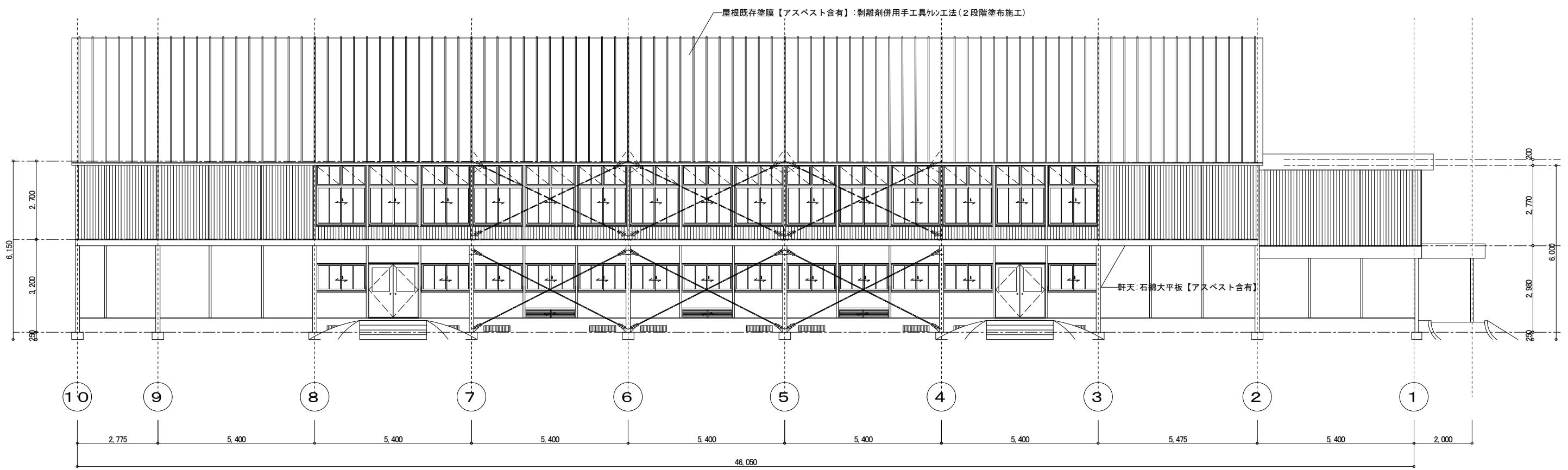
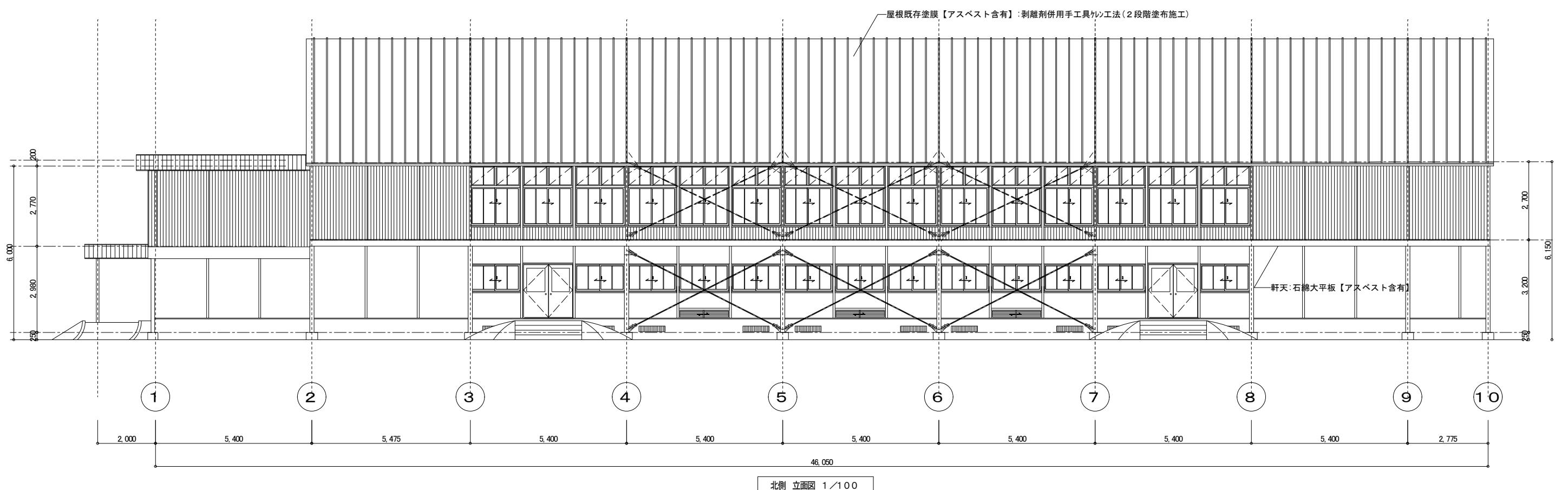
東側 立面図 1/100



西側 立面図 1/100

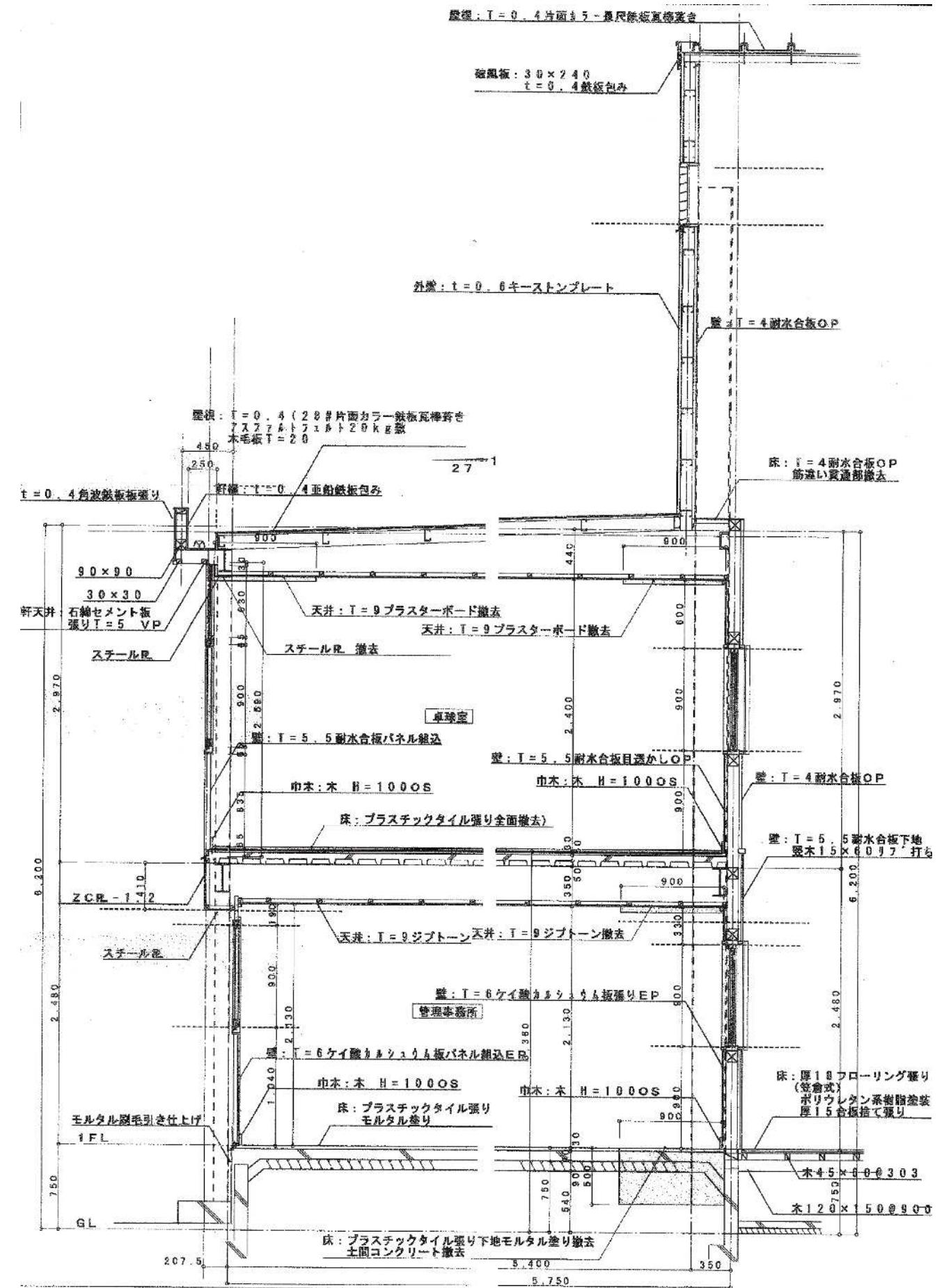
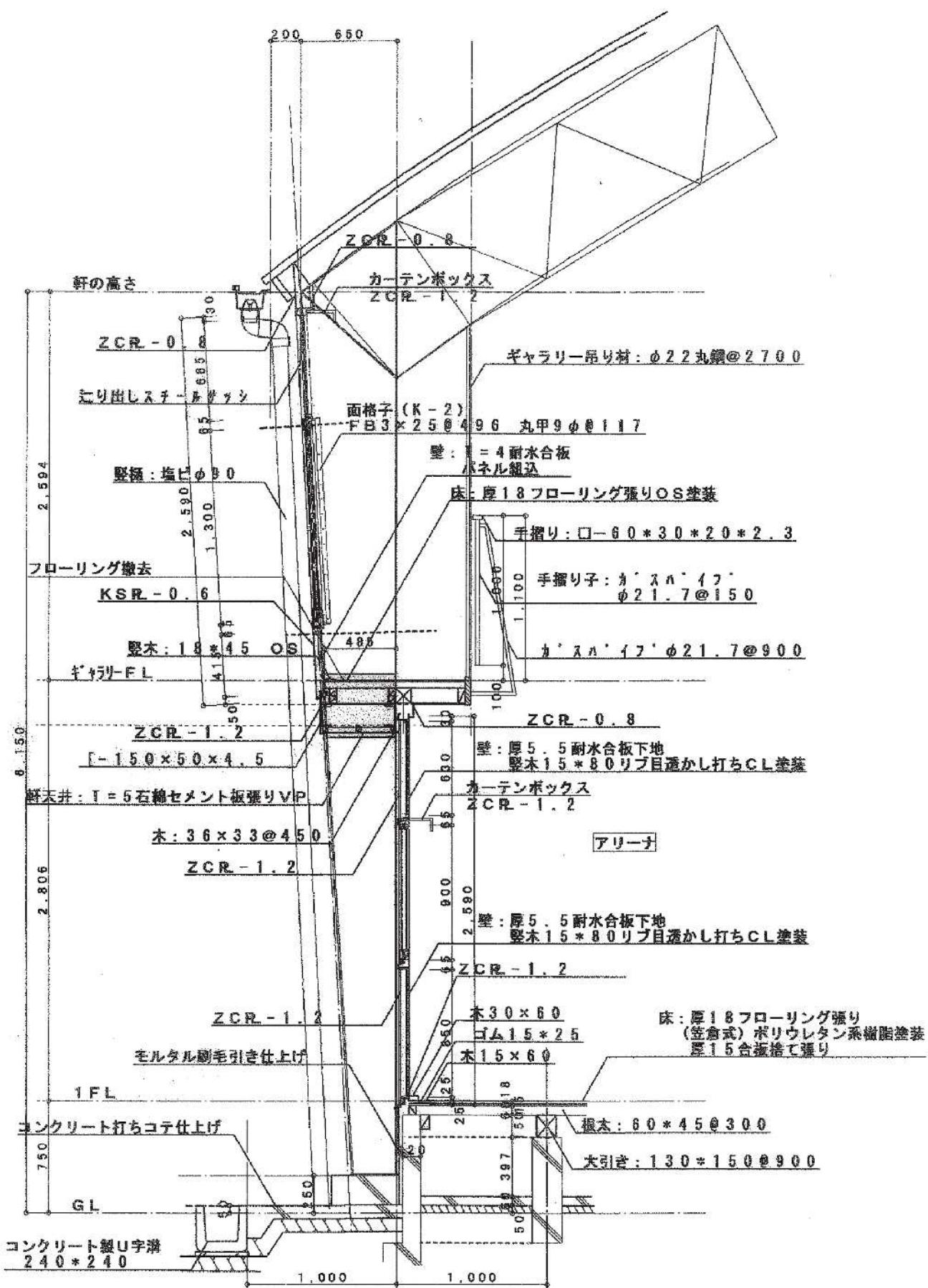
※ A3用紙出力時は、表示縮尺の0.71倍とする

特記事項	菊川市長 長谷川寛彦	設計 令和7年8月	工事名称 令和7年度 市単独事業 灾害対策本部棟・堀之内体育馆新築工事(建築) 図面名称 現況立面図①	図面番号
				D-06 縮尺 1/100



※ A3用紙出力時は、表示縮尺の0.71倍とする

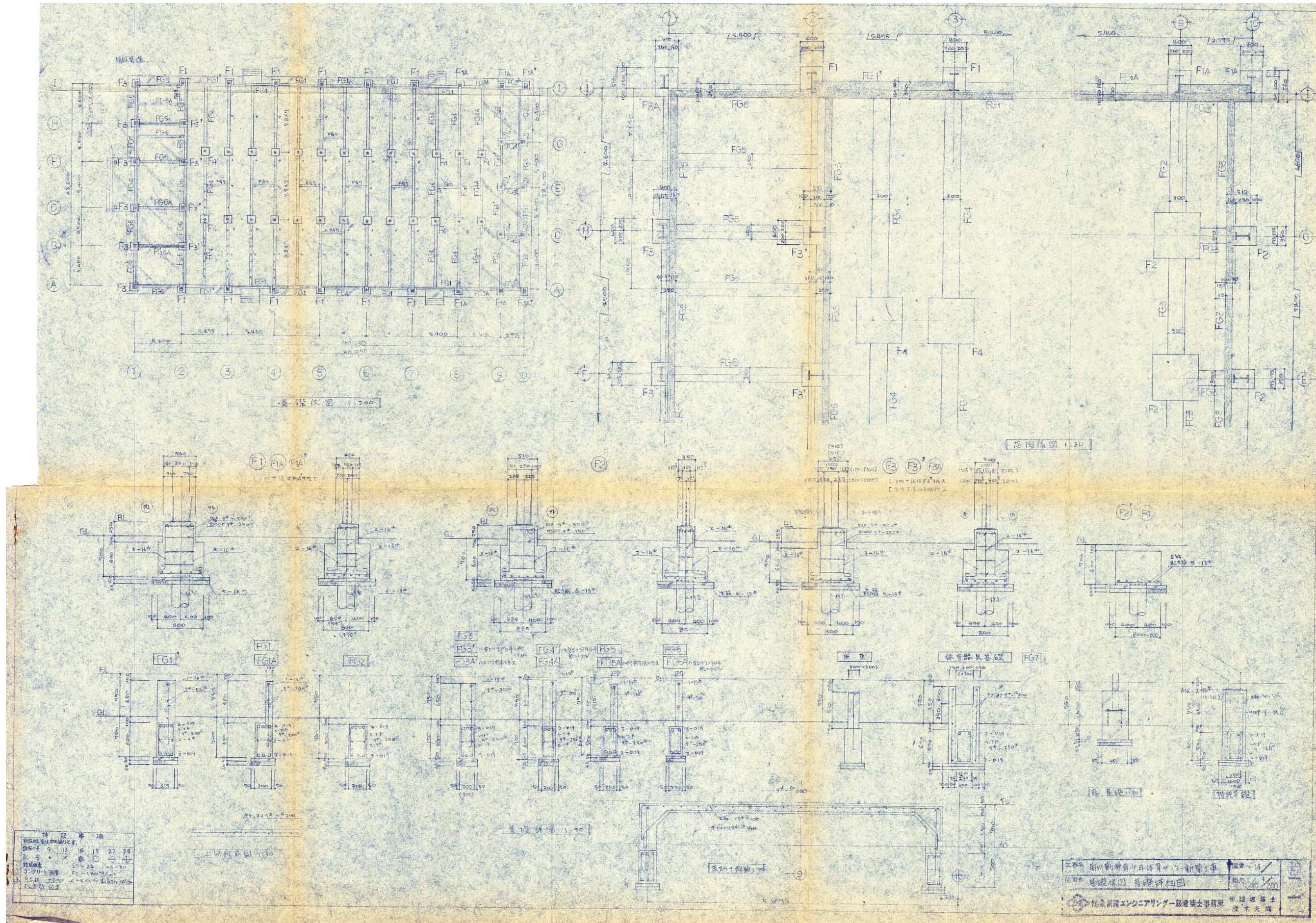
特記事項	菊川市長 長谷川寛彦	設計 令和7年8月	工事名称 令和7年度 市単独事業 災害対策本部棟・堀之内体育館新築工事（建築）	図面番号 D-07
図面名称			現況立面図②	
縮尺			1/100	



特記事項		設計	工事名称 令和7年度 市単独事業 災害対策本部棟・堀之内体育館新築工事（建築）	図面番号
	菊川市長 長谷川 寛彦	令和7年8月	図面名称 現況矩形図	縮尺 —
				D-08

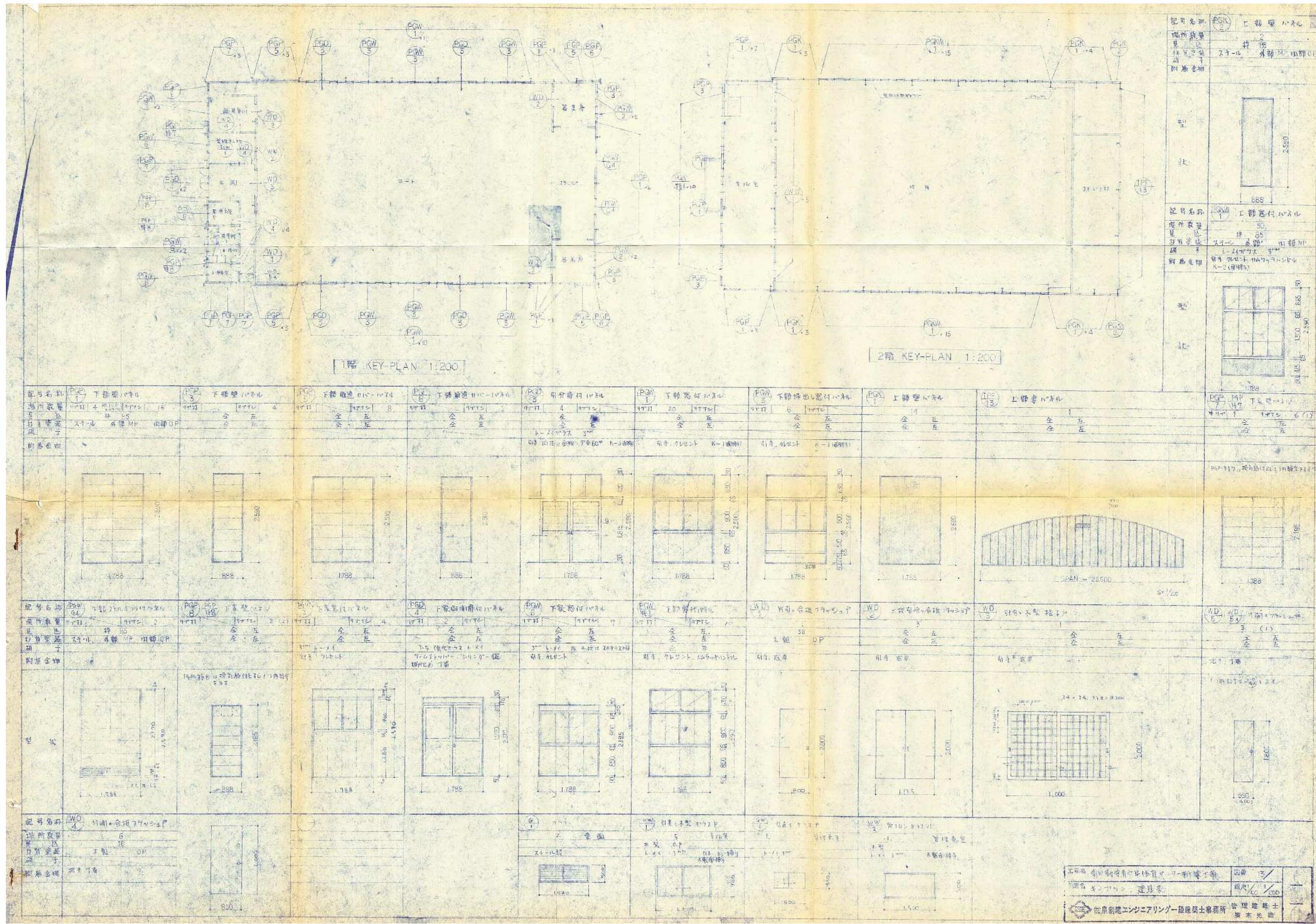
建物概要				室内仕上表									
	本体	下家	室名	床	部屋	脚場	腰	部屋	壁	部屋	天井	部屋	備考
基礎	鉄筋7.71-十箇 杭打地盤 RC杭 根高300cm 根面4000 根耐力30t/本	本体上部	体育室	床板(合板) 170-70-11-10(合板式)	15坪	壁木 15.05	耐水合板下地 壁木170	5.5 5.5	耐水合板	4.0t	組合脚場 壁面は一般足の 木見板 200P脚場用具	天井	部屋
構造	鉄骨半寸木トトワ構造 形鋼 Q1713-G4W	壁背面	玄関	土間-71-トカラ-90-70	室木 H-100	16.05	耐水合板下地 壁木470	5.5 5.5	耐水合板下地 壁木470	5.5	吸音テックス 壁面	天井	部屋
屋根	T-14(28年)半面カラ一張尺被覆瓦併用	T-14(28年)内側カラ一張尺被覆瓦併用	玄関下段	鉄筋カラビニル脚場 170	室木 H-100	16.05	全上	全上	全上	全上	全上	全上	部屋
外壁	川端丸建造(上下段)一部下家側裏上段半太1.70-1.70由根端張り	川端丸建造	外壁	鉄筋カラビニル脚場 170	室木 H-100	16.05	耐水合板 壁木470	5.5	耐水合板 壁木470	5.5	耐水合板 壁木470	5.5	スチール版 220P
建具	外戸: 下下-化粧 内戸: 木製	外戸: エン-化粧 内戸: 木製	器具庫	170-70-11-10 壁 15坪	在上	在上	在上	在上	在上	在上	在上	在上	部屋
扉	複化ビニル扉	本体上部	器具庫	モルタル 170-70-11-10 壁 15坪	在上	在上	在上	在上	在上	在上	在上	在上	部屋
軒天	木板下40cm 2P	石綿大半板下40cm VP	器具庫	モルタル 170-70-11-10 壁 15坪	在上	16.05 16.05	耐水合板 壁木470	5.5 5.5	耐水合板 壁木470	5.5	フレキシブルボード 5VP	フレキシブルボード 5VP	脚場用具
雨戸	石綿大半板下50cm VP		器具庫	モルタル 170-70-11-10 壁 15坪	在上	16.05 16.05	耐水合板 壁木470	5.5 5.5	フレキシブルボード 5VP	フレキシブルボード 5VP	フレキシブルボード 5VP	フレキシブルボード 5VP	備考

特記事項		設計	工事名称 令和7年度 市単独事業 災害対策本部棟・堀之内体育館新築工事（建築）	図面番号
	菊川市長 長谷川 寛彦	令和7年8月	図面名称 現況仕上表	D-09
			縮尺 —	

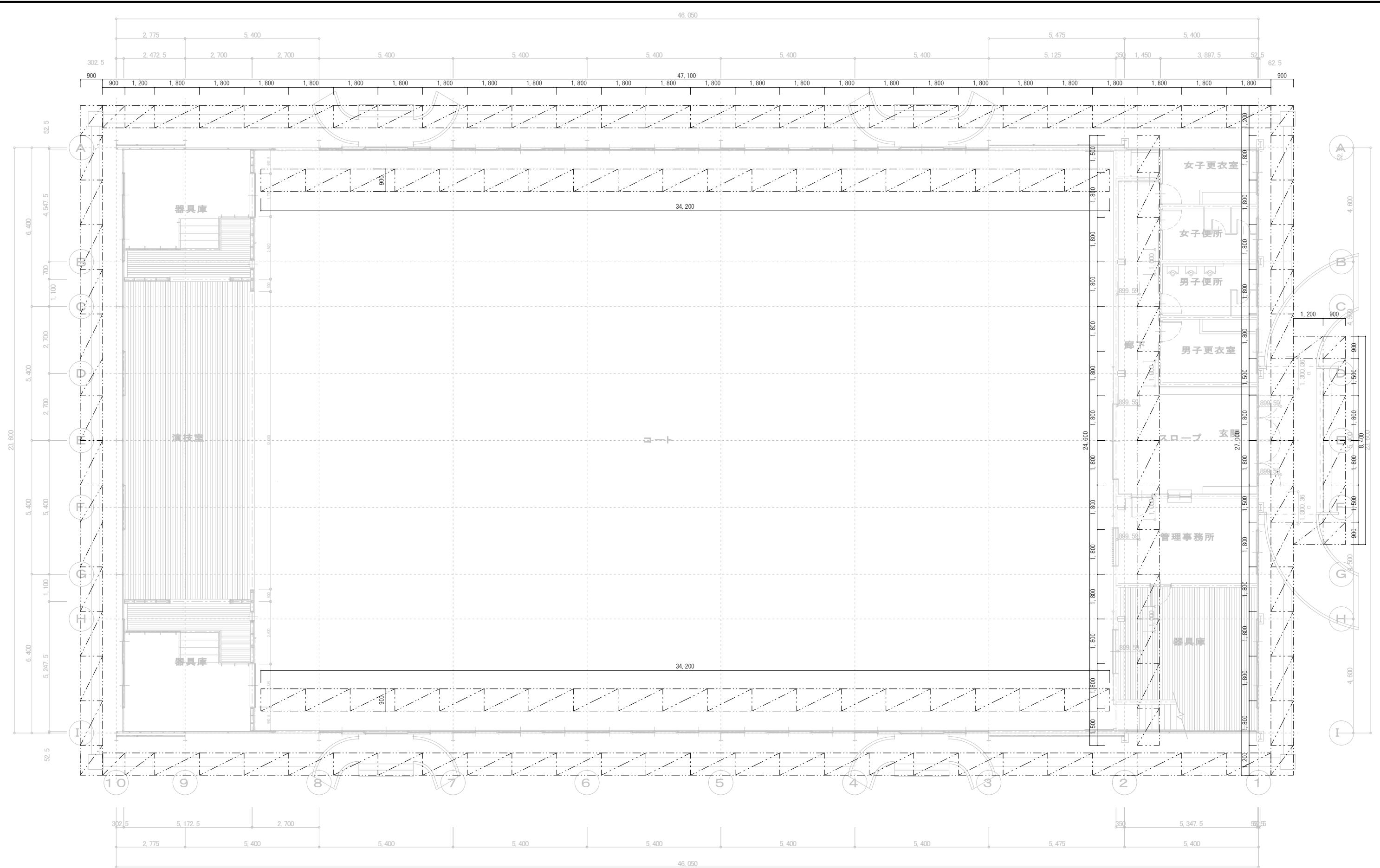


特記事項	菊川市長 長谷川寛彦	設計 令和7年8月	工事名称 令和7年度 市単独事業 災害対策本部棟・堀之内体育館新築工事(建築)	図面番号 D-10
			図面名称 現況基礎伏図	
			縮尺 —	

特記事項	菊川市長 長谷川寛彦	設計 令和7年8月	工事名称 令和7年度 市単独事業 災害対策本部棟・堀之内体育館新築工事(建築) 図面名称 現況鉄骨軸組図	図面番号 D-11
------	------------	--------------	---	--------------

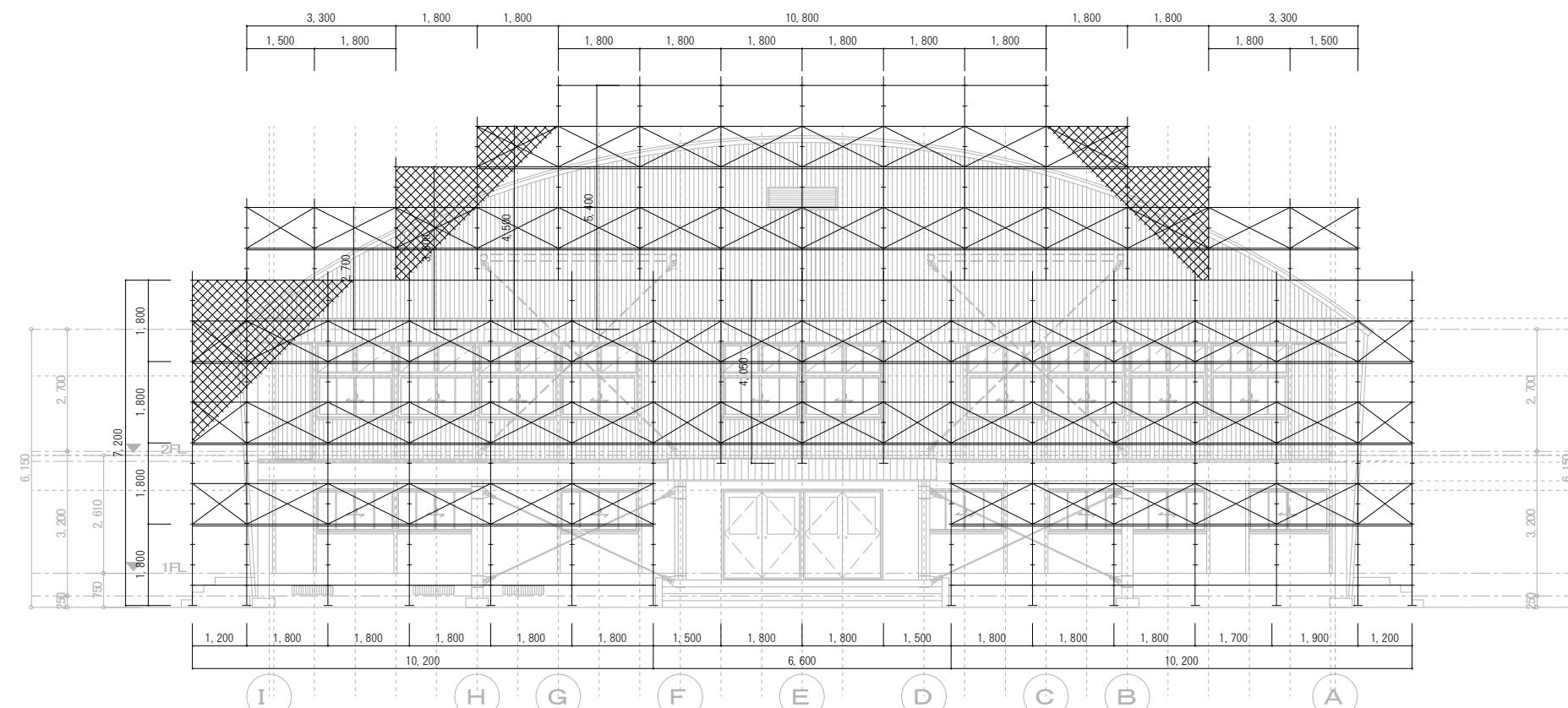


特記事項	菊川市長 長谷川 寛彦	設計 令和7年8月	工事名称 令和7年度 市単独事業 災害対策本部棟・堀之内体育館新築工事（建築）	図面番号 D-12
			図面名称 現況建具リスト	縮尺 —

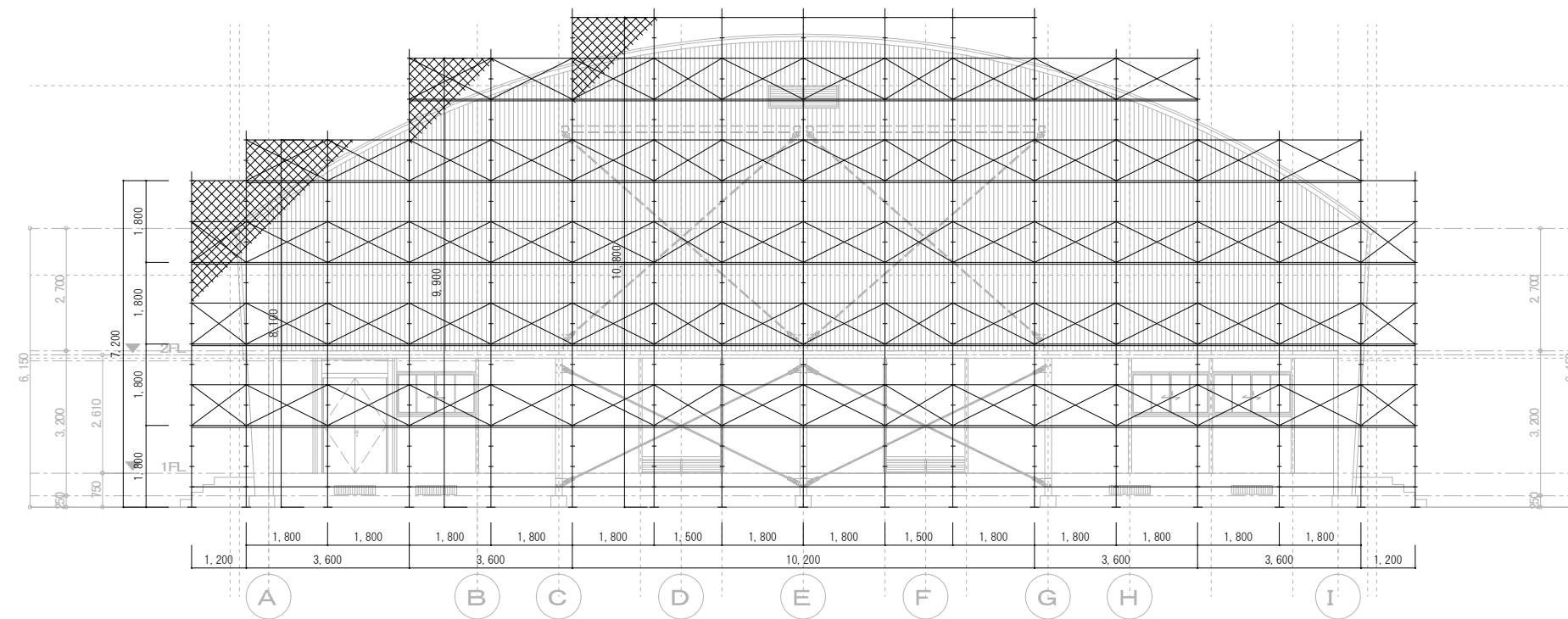


※ A3用紙出力時は、表示縮尺の0.71倍とする

特記事項		設計 令和7年8月	工事名称 令和7年度 市単独事業 災害対策本部棟・堀之内体育館新築工事（建築）	図面番号 D-13
	菊川市長 長谷川 寛彦		図面名称 仮設計画図【参考】	縮尺 1/100



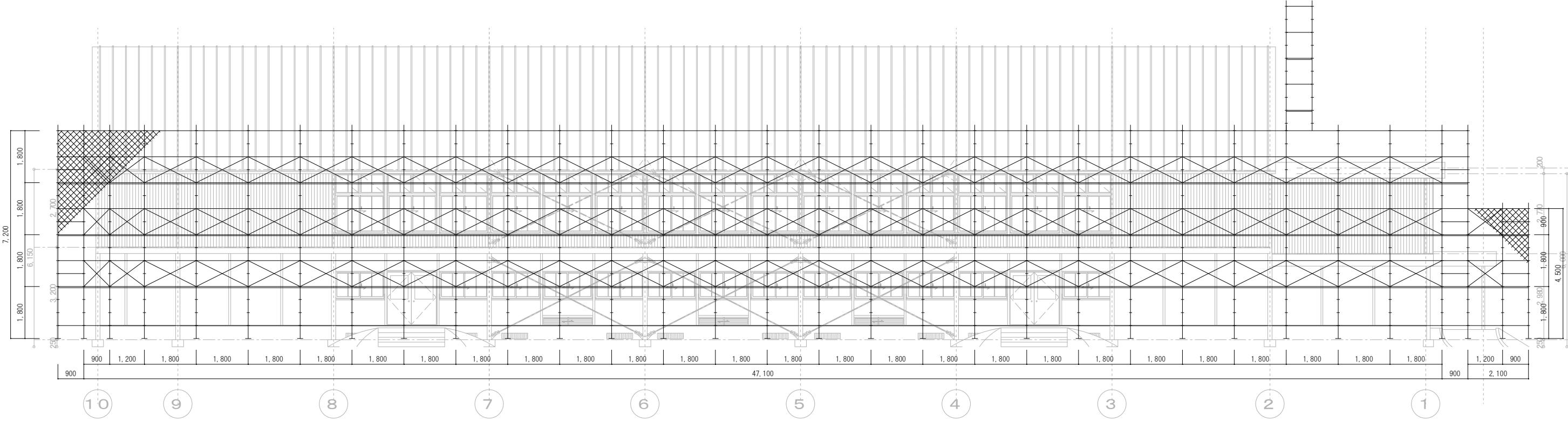
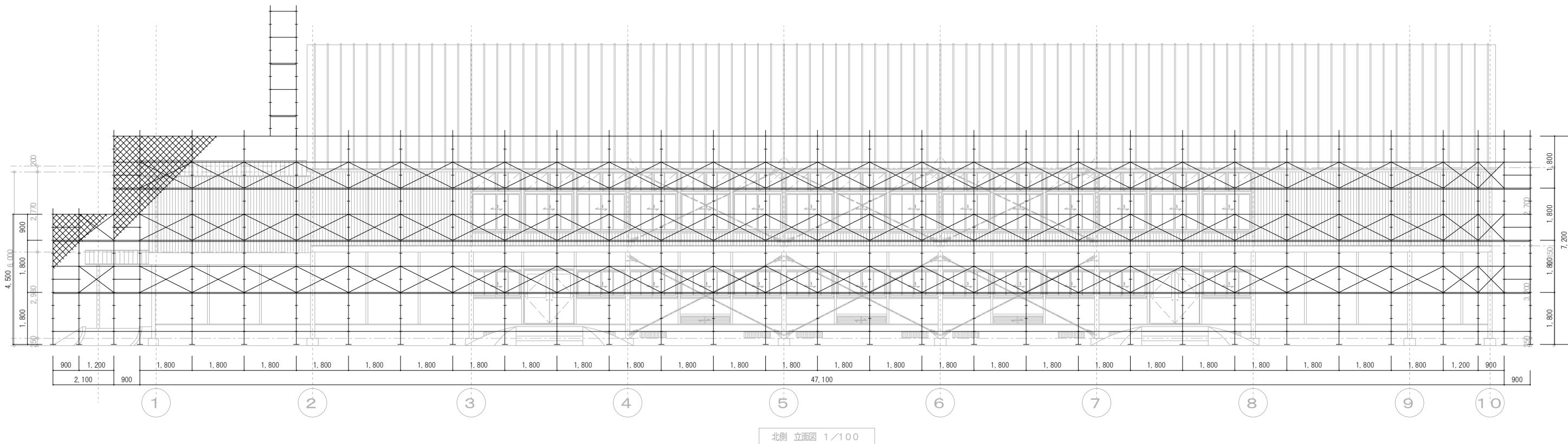
東側 立面図 1 / 100



西側 立面図 1 / 100

※ A3用紙出力時は、表示縮尺の0.71倍とする

特記事項		菊川市長	長谷川 寛彦	設計	工事名称 令和7年度 市単独事業 災害対策本部棟・堀之内体育館新築工事(建築)	図面番号
				令和7年8月	図面名称 仮設計画立面図①【参考】	D-14
					縮尺 1 / 100	



※ A3用紙出力時は、表示縮尺の0.71倍とする

特記事項	菊川市長 長谷川寛彦	設計 令和7年8月	工事名称 令和7年度 市単独事業 災害対策本部棟・堀之内体育館新築工事（建築）	図面番号 D-15
			図面名称 仮設計画立面図②	